

学校生活のきまり

1 登下校 登下校の時間は以下の通りとする。

○通常の登校：午前8時～8時30分の間（3年を除く）

午前8時以前は、校舎内への立ち入りはできない。

下校：全ての活動は、午後5時までとする。

午後5時30分には校門を出ること。

○部活動の登校：早朝活動を行う場合は、午前8時以前の登校を可とする。

毎週定例の部長会で部活動届を提出する。

顧問不在の場合は活動できない。

下校：延長活動は午後6時まで。午後6時30分には校門を出ること。

特別延長活動（認められた部活動）は、午後7時には校門を出ること。

毎週定例の部長会で部活動届を提出する。

顧問不在の場合は活動できない。

○学校行事の登下校の時刻については、生活指導部が定める。

2 服装・頭髪の規定

○通学には制服を着用する。

○男子制服

冬 服 指定のブレザー、指定のスラックス、Yシャツ（無地の白）、
指定のネクタイ

夏 服 指定のスラックス、Yシャツ（冬服に準ずる）

○女子制服

冬 服 指定のブレザー、指定のスカート又はスラックス、Yシャツ（無地の白）、
指定のネクタイ又はリボン（正装はネクタイ）

夏 服 指定のスカート又はスラックス、Yシャツ（冬服に準じる）

○バ ッ ジ ブレザーの左衿に付ける。

○夏服の着用期間は原則として、6月～9月とする。

○夏服の期間と生活指導部の定める移行期間以外は、ネクタイ・リボンを着用し、
ブレザーを着用する。

○学校指定以外のネクタイ・リボンの着用は禁止する。

○ジャージ、パーカー、ジャケット、ジャンパー、ハーフパンツ、スウェットの着用は
禁止する。

- ブレザーの下に着用するセーターやカーディガン、コートの色については黒・白・紺・ベージュ・グレーの5色で無地のものとする。
- スカート丈はひざ丈とする。折って着用したり、切る短く縫う等の加工はしないこと。加工した場合は再購入とする。
- 夏服の着用期間はベストの着用を許可する。黒・白・紺・ベージュ・グレーの5色で無地のものとする。
- 履き物
 - 本校舎内・・・指定の上履き
 - 体育館・・・指定の体育館履き
- 休業中及び休日登校の際も指定の制服を着用すること。
- 指定の服装以外（カラーYシャツ、ポロシャツ等）での登校は禁止とする。
- 頭髪について 頭髪は地毛であること。染色（カラーシャンプー、カラーリンス、カラートリートメントの使用も禁止）・脱色・加工（パーマ・そり込み・編み込み・エクステ・モヒカンなどふさわしくない髪型等）は指導に従わない場合は、三者面談を実施し、改善を図る。
- 装飾品について ピアス・ネックレス・ブレスレットなどの装飾品は禁止とする。
- 化粧（色つきのリップ、グロス等も含む）・つけまつげ・マニキュア・ネイル等は禁止とする。

3 諸届けとその方法

次のような場合、必ず届出を必要とする。

- a 遅刻、早退、欠席、欠課、外出、異装等をする場合
 - ・遅刻：事後届出 教科担任に（大幅に遅れる場合は学級担任へ事前に連絡する。）
 - ・早退：事前届出 学級担任に
 - ・欠席：事前連絡（電話その他）学級担任に
及び事後届出 学級担任に
 - ・欠課：事前届出 学級担任に
 - ・外出：事前届出 学級担任に
 - ・異装：やむなく、きまりと異なる服装をする場合、事前に学級担任に相談する。
- b 下校時間延長、公欠、物品遺失（捨得）、対外活動、休日登校等をする場合は、特定の用紙によって届出を必要とする。
 - ・下校時間延長：1 登・下校参照
 - ・公欠：対外試合その他で公欠する場合、顧問、担任の許可が必要である。
 - ・物品遺失・捨得：落とし物並びに拾い物をした場合、生活指導部に届け出る。

- ・ 対外活動、休日登校：1週間ごとに部長会で生活指導部に届け出る。顧問、担任が必ず指導する。

c 学生生徒旅客運賃割引証（学割）を必要とする場合

- ・ 学割：特別の場合の他は休業、休暇中のみ。経営企画室窓口申し出て指示に従うこと。保護者・HR担任の承諾印が必要である。

4 事故その他

○事故

学校生活中に事故が生じた場合はできるだけ速やかに担任、顧問、その他の教員に届ける。

○破損

物品、施設等を破損した場合は、必ず担任、顧問に届ける。なお、机、椅子、ドア等の故意による破損、かべ等の落書は厳に慎み公共物を大切にすること。

○貴重品管理、盗難

貴重品や必要以上の大金は持ってこない。持ってきた場合は各自責任をもって保管する。特に教室、更衣室、部室などに絶対に貴重品を放置しない。

なお、盗難があった場合、すぐ生活指導部に届ける。

○携帯電話、スマートフォン

授業前に電源を切り、カバンにしまい授業を受ける。机上有る、使用した場合は一時、学校で預かる。

○掲示

責任者及び団体名を明記の上、生徒会役員又は担当の教員に届け、許可印をもらってから掲示する。

○掲示内容

他人の名誉と人権を尊重した内容であること。また、その内容は公正・中立でなければならない。

○掲示場所

生活指導部が指定した場所とする。